

建築物空気環境測定業登録基準

1 物的要件

次の機械器具等を所有していること（下図参照）。

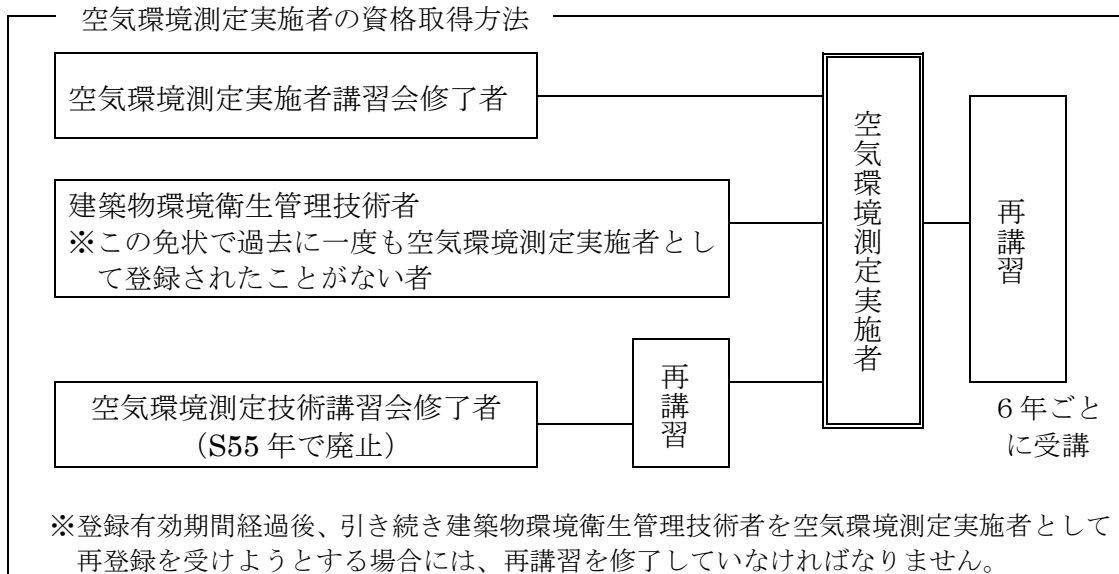
機 械 器 具			
(1)浮遊粉じん量測定器	グラスファイバーろ紙（0.3 マイクロメートルのステアリン酸粒子を 99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね 10 マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器、又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として 1 年以内ごとに 1 回、校正された機器		
(2)一酸化炭素検定器	検知管方式	それぞれ 1 つ以上 所有していること	または、これと同程度以上の性能を有する機器
(3)二酸化炭素検定器	検知管方式		
(4)温度計	0.5 度目盛		
(5)乾湿球湿度計	0.5 度目盛		
(6)風速計	0.2 メートル毎秒以上の気流を測定することができる測定器		
(7)測定に必要な器具	測定器固定用台車等		

（注）物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借入れは認められません。

同一の機械器具で、2か所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

2 人的要件

「空気環境測定実施者」がいること。（下図参照）



（注）監督者等の有資格者は、兼任できません。また、他の登録営業所や登録業種（清掃業、飲料水貯水槽清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業など）の有資格者としての登録もできません（兼任できません）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任も認められていません。

3 その他の要件

作業の方法、機械器具等の維持管理の方法が基準に適合していること。

※作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第 117 号に示す項目にすべて合致している必要があります。告示の内容を十分に把握した上で標準的な作業実施方法等を作成し、申請時に提出していただきます。

関 係 機 関

事 項	実 施 機 関	所 在 地	電 話
実施者講習会 同 再講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 7 階 743 区	03(3214)4624

相 談 ・ 申 請 窓 口

受付時間 相談 平日 9時～17時
申請 平日 9時～16時

名 称	所 在 地	電 話
東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課 建築物衛生担当	新宿区百人町 3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館 2 階	03(5937)1058 (ダイヤルイン)